

8

勝手にさわらないで！



勝手な
取調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法であるからハッキリことわること

－北村人権裁判・大阪高裁判決
1998年3月19日に確定－